

# 告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	松 沢 邦 翁
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

## 1 監査結果に関する報告

### (1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

### (2) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### (3) 監査の対象機関 205機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター・東松山事務所
総務部	川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、行田県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	平和資料館、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所
保健医療部	川口保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、加須保健所
産業労働部	川越高等技術専門校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	新三郷浄水場、地域整備事務所
下水道局	荒川右岸下水道事務所

教育局	<p>東部教育事務所、総合教育センター、久喜図書館、さきたま史跡の博物館、加須げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間高等学校、入間向陽高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和工業高等学校、浦和西高等学校、大井高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷女子高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷西高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、玉川工業高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、富士見高等学校、不動岡高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、羽生警察署、加須警察署、春日部警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、</p>

	吉川警察署
--	-------

備 考

平成25年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部 局	機 関	部 局	機 関
県民生活部	平和資料館	県民生活部	廃止
教育局	入間高等学校	教育局	豊岡高等学校と統合
教育局	大井高等学校	教育局	福岡高等学校と統合し、ふじみ野高等学校
教育局	幸手高等学校	教育局	幸手商業高等学校と統合し、幸手桜高等学校
教育局	幸手商業高等学校	教育局	幸手高等学校と統合し、幸手桜高等学校
教育局	玉川工業高等学校	教育局	廃止
教育局	福岡高等学校	教育局	大井高等学校と統合し、ふじみ野高等学校
教育局	吉川高等学校	教育局	草加高等学校の定時制課程と統合し、吉川美南高等学校

(4) 監査実施日

平成25年1月11日～平成25年2月27日

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	南西部地域振興センター	平成23年度「市町村による提案・実施事業」補助金の交付申請書をはじめ、交付決定に関する文書の所在が確認できず、文書管理が不適切であった。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県土整備部	飯能県土整備事務所	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県土整備部	行田県土整備事務所	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	草加南高等学校	備品であるブルーレイレコーダーで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	飯能南高等学校	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
警察本部	所沢警察署	落札となるべき同額の入札者が複数あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札書を提出させ落札決定を行っていたことは不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	川越農林振興センター	入間北部第二用水改良事業敷地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにも関わらず、使用料を免除していたことは不適切

		であった。
農林部	大里農林振興センター	平成 22 年度の「22 熊中第 201 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 3 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。
農林部	加須農林振興センター	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプの交換修繕」(939 千円)について、予算の執行委任を受けることとなっていたが、執行委任前に予定価格を決定し、見積合わせを行い、契約を締結したことは不適切であった。
農林部	加須農林振興センター	平成 22 年度の「22 手三第 502 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 6 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。
農林部	寄居林業事務所	平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適切であった。
農林部	寄居林業事務所	平成 24 年度の「矢納針広混交林造成工事」(1,029 千円)について、契約図書において下草刈払い面積の出来形管理を求めているにも関わらず、出来形管理書類の提出を受けず、下草刈払い面積の確認を行っていなかったのは不適切であった。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 埼玉県財務規則に定められた使用許可の手続きによらず、管理委託(覚書)により無償で使用させていた。 2 同規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁等により使用料免除の許可を繰り返していた。
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 23 年度の「河川維持修繕工事(河川維持工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であ

		った。
県土整備部	行田県土整備事務所	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県が行うべき排水施設等の修繕を相手方に実施させ、相手方が負担すべきその後 10 年間の管理費を免除することとしていた。</li> <li>2 埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していた。</li> </ol>
教育局	久喜図書館	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(94 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。
教育局	入間向陽高等学校	平成 23 年度の「正門雨水冠水修繕工事」(399 千円)は、2 者から見積書を徴取したが、各々の見積内容(寸法や数量など)が異なっていた。さらには、各々の見積書の寸法と概略図の寸法も異なっていたことは、不適切であった。
教育局	春日部東高等学校	平成 24 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(77 千円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。
教育局	幸手高等学校	<p>平成 23 年度の「校内補修工事」(378 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 2 者から見積書を徴取したが、契約を締結した相手方のものは代表者の押印漏れ、もう 1 者のものは代表者名の記載及び押印が漏れていた。</li> <li>2 見積書は支店長名で提出されていたが、作業完了報告書と請求書は代表取締役名であり、また、各々の代表取締役名は異なっていた。</li> </ol> <p>さらに、請求書においては代表取締役の押印も漏れていた。</p>
教育局	飯能南高等学校	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(155 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。
教育局	福岡高等学校	平成 23 年度に締結した「産業廃棄物収集運搬委託」等(3 件)の契約事務について、業務の完了を確認するためのマニフェストを受領する前に、検査確認を行い合格としていたのは不適切であった。

教育局	鷺宮高等学校	平成 23 年度の「ボイラー点検手数料」(50 千円)について、見積額と異なる額の請求書に基づき支出したことは不適切であった。
教育局	蕨高等学校	平成 23 年度の「学級増に伴う大会議室内部改修」(989 千円)について、予定価格を決定する前に、見積り合わせを行っていたことは不適切であった。